

第九回国会 文部委員会 會議録 第六号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)

午後二時十四分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

理事 松本 七郎君

理事 岡田 七郎君

同日

委員小玉治行君辞任につき、その補欠として小西英雄君が議長の指名で委員に選任された。

十二月五日

教育公務員の結核療養期間延長に関する陳情書(兵庫県津名郡鮎原村鮎原診療所内佐野初子)(第二二七号)
上野東照宮保存に関する陳情書(東京都台東区上野公園地東照宮宮司松平翠)(第二四五号)
教育公務員の結核療養期間延長に関する陳情書(松江市島取県療養教員同盟代表森壽雄外二名)(第二六四号)

六・三制校舎建築整備費に対する国库補助継続の陳情書(神戸市兵庫東区議会議長細見達蔵)(第二六八号)
平和促進に関する陳情書(東京都日本キリスト教団総会議長小崎道雄)(第二九七号)
定時制教育課程等に関する陳情書(青森県北部地区定時制研究協議会理事中村勇)(第三〇九号)

教職員の給与ベース改訂等に伴う予算措置に関する陳情書(長野市長野県議会議長岡本直行)(第三二四号)
視覚教育促進に関する陳情書(東京都港区南山小学校全国視覚教育研究集会代表高松竜太郎外五百三十八名)(第三二七号)

議務教育費全額国庫負担に関する陳情書(名古屋市中村区藤江町三丁目百二十一番地愛知県教員組合山崎藤一外六十名)(第三二八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内藤友明君外三十六名提出、衆法第四号)

文部省所管の予算に関する説明聴取に関する件

○長野委員長 これより会議を開きます。

文部省所管の予算に関する説明を聴取いたします。大蔵省主計局次長東條君。

○東條政府委員 ただいま議題となっております。文部省所管の予算の問題につきまして、御説明を申し上げます。

御承知の通り、昭和二十六年年度の予算につきましては、まだ最終的な決定を見ない運びになっておりまして、ただいまこの席から明二十六年度につきまして御説明を申し上げます。

は、差控えておきたいと存じます。三申し上げることになるかと存じます。昭和二十五年年度の補正予算の問題につきまして、一応御説明を申し上げます。

の他に、言葉の足りなところ、その他につきまして、御質疑をいただきますれば幸いかと存じます。

補正予算の文部省所管で、大きな項目と考えられますことは、何と申しまして、年末手当の支給に必要な経費ないし給与改善に必要な経費、またこれらに伴いまして、共済組合の負担金の増加、こういうことが金額的に見まして相当大きな要素になっております。

の増加、こういうことが金額的に見まして相当大きな要素になっております。

す。すでに私から申し上げるまでもなく、いろいろの経緯はございました。

が、年末手当につきましては、給与の半箇月分を支給いたすということで、積算がいたされておる次第でございます。

す。給与改善につきましても、政府職員全体といたしまして、平均一人当たり千円というところで積算がいたされておる次第でございます。

共済組合負担金につきましては、大きく申しまして、二つにわかれます。

一つは国から共済組合に交付をいたしますところの割合の変更がその第一でございます。

は、今申し上げました給与改善に伴いまして給与の単価が上りますので、自然それに伴いまして負担金の増額をいたすということが、この共済組合の負担金の増加を見ます原因と相なっております。

次の重要事項といたしましては、これまたいろいろ、国会の御要望を承つておりますところの現職教員の再教育に必要な講習会の研修旅費の補助の問題でございます。

も、いろいろの御意見を拝聴いたしておりましたので、昭和二十五年年度の補正予算におきましては、一億九千四百余万円を計上しております。

経費は金額的には最終的決定を見ておりませんけれども、昭和二十六年年度におきまして、引続き計上をする予定と相なっております。

それからただいま申し上げました給与費の不足の問題であります。

これは文部省のみならず国立大学方面におきましても、給与費の不足が起ることは御承知の通りでございます。

次は、学校病院経費の問題でございます。病院長の増加に必要な経費を補正費といたしまして計上しております。

病院長の増加の全体の金額をいたしましては約二億三千万円余の金が必要なのであります。

この病院費の増加の一部財源として充てたいという関係から、補正予算といたしましては一億五千九百万円を計上いたしております。

なお、右に申し上げましたほかに、種々の項目がございますが、それらを合せて補正予算に計上いたした追加額の合計額は一億三千二百余万円に相なっております。

追加額は一部の財源といたして、予算技術的に申し上げますと、修正減少額と呼んでおるのであります。

いろいろの削減を試みまして、その削減額を予算に計上いたしましたものが、約一千五百余万円に相なっております。

て、差引いて純粋な、申さば補正予算におきまします純追加額といたしましては、十一億一千六百余万円を計上いたしております。

し落しましたが、文化財の災害復旧に必要な経費といたしましては、本年度

の補正予算の財源等を考慮いたしまして、約四千二百万円程度計上いたしておるのであります。

これが文部省所管の予算に計上を見えておきますところの項目のうちのおもなる項目でございます。なお御質疑等でございますれば、お答え申し上げます。

○長野委員長 質疑があればこれを許します。

○小林(信)委員 今の御説明でわからないところをお伺いいたしますが、最初の年末給与、それから給与の引上げ、これらは文部省直轄の職員に対してのもの、もう一つは地方の教職員に対するところの国庫の補助というふうなものがあるのですが、その区別、それをお伺いしたいのです。

○東條政府委員 地方の教職員の方々の年末手当なり、ないし給与ベースの改訂に伴います財源の点であります。これは地方財政全体の収支の関係と関係もございまして、政府といたしまして、今回の補正予算を提出いたしました御審議をいただきまします場合に、いろいろの観点から検討いたしました問題でありますことは、御承知の通りでございます。

まず給与ベース改訂による増加の問題でございますが、これはひとり地方教職員の方々のみならず、一般の地方公務員の方々にまたがる全体の問題であります。地方財政委員会と大蔵省と相談をいたしまして、この給与ベース改訂に必要な金額は幾らぐらいい上るであろうかという計算をいたした次第でございます。地方財政委員会の見解で参りますと、二十六年一月ないし三月にベース改訂によります

必要な金は約四十三億圓ということをお願いしておるのであります。大蔵省の方で計算をいたしてみますと、その金額が三十九億四千二百万円に相なる次第でございます。両者の違いは、結局人員におきましては相違はございせんが、単価の関係をどう見るかという点に相なつて参つておるわけでありま。

大蔵省の方の考え方は、昭和二十五年当分の予算が成立をいたしました場合に、御承知の通りに平衡交付金一千五十億圓というものが決定に相なつておるのでございますが、その後、当初予算の成立後、新たな事態に伴う財政需要の一つといたしまして、この給与ベースの改訂に必要な財源を計算いたします場合には、国家の場合におきましても、御承知の通りに、一人平均月千円ということ計算をいたして、予算の財政需要額をばいいておきますので、地方の場合においても、いろいろの現給がどうなつておるとかいう関係は一応別にいたしまして、一人当り手取り月千円ということ、新たな財政需要額を計算いたしてあります。もとより地方自治団体の財政の突情から、それ以上の給与改訂が許されるならば、それは当局といたしまして、決して意見を申し述べる筋ではございせんが、国庫から財源を付与いたす基礎といたしましては、国家公務員並の千円ということ、財源計算をいたしたい、こういうのが大蔵省の考え方であるのであります。

それから次に年末手当の問題であります。これは地方財政委員会の方と大蔵省の方とは、具体的な計数におきまして大した異同はございせん。大体四十五億二千円ないし四十四億六

千万圓ということにつきましては、はる両者の見解が一致したのでございませうが、これを二十五年年度の当初予算を、新たな財政需要であるということとで獲得いたしまして、特にこの際財源措置をいたすかどうかという点に、両者の見解が異なつておる次第でございます。地方財政委員会の方では、年末手当を出すことであるから、やはり財政需要として金はいれるのだという見解をとつておられるのに対して、昨年末におきまして、地方公務員全体といたしましては半月以上の年末手当が實際支給されておるのであります。

昭和二十五年年度の当初予算が成立いたしました場合には、当初予算の地方財政全体の収支の関係がどうなるかという推定をいたします基礎材料は、昭和二十四年度の最終予算ないし推定いたしました最終予算というものが基礎になつておりますので、昨年もあつた半月分の年末手当——地方におきましては、半月以上も出しておる事例もあるものであります。それを今年も出すからといつて、新たな財政需要ではあるまい。特に国からそれに財源を付与するにも当るまいというの、大蔵省側の見解と相なつておる次第でございます。従いまして、地方の教育公務員の方々につきましても、今申し上げました通り、給与ベース改訂につきましても、あるいはその金額の計算もございするし、また大蔵省の見解といたしましては、今回の三十五億圓の平衡交付金の計算をいたしますにあたりまして、それらの財政需要は繰込済みの上のことであるという見解をとつてお

る次第でございます。

○小林(信)委員 そうすると、大蔵省の見解とすれば、三十五億の中に入つてはいるけれども、幾ら／＼その中から教員の年末手当を出すべきである、あるいは給与引上げに使うべきである、こういうことは、数字的にははつきりしない、こういうわけですね。

○東條政府委員 御承知の通りに、地方平衡交付金というものは、全体の地方財政の財政需要と財政収入とを上げ上げまして、その差額を交付いたしますのが、平衡交付金の算出の基礎に相なつております。従いまして、平衡交付金と申しますのは、いわばそのしりでありま。

ただこの平衡交付金の実際の配分にあたります場合には、現在の地方平衡交付金法でいろいろ規定がございまして、その配分にあたりましては、各級の事情を考慮の上で決定いたすのが、適当ではなからうかというふうに、政府といたしましては期待いたしておる次第でございます。

○小林(信)委員 そういうことは、前々から承つておるのですが、それでは、はたして教員という特別な立場に置かれておる人たちに、地方において、年末手当あるいは給与の引上げというものが、政府の声明しておるよう一般公務員と同じようなものが支給されるかどうかということ、われわれは非常に心配しておるのです。お説を伺いますと、地方財政を考慮して、そしてそれが含み得られるという点で三十五億が計上されておる、こうおつしやるのですが、それではわれ／＼は非常に不安なんです。納得できないのです。もうこれ以上お伺いしても大

蔵省として答弁が不可能と思ひますが、大蔵省はもう出るんだ、こういうふうな御見解で、まことに私たちがどうしていいかわからない状態なんです。

それから昨日岡野国務大臣が、三十五億にさらに五億増額で追加する、というふうなことを言われたのですが、あの五億は、うわさに聞くと、級別推定表というものが文部省から各地方に交付された、その裏づけとして四億九千万円必要であるが、これが財源がなくて、文部省としても、地方としても、困つておるということをお伺いしたので、その五億というものはこれに該当するものかどうか、大蔵省はお知りだと思ひますが、お伺いしたいと思ひます。

○東條政府委員 まことに恐縮であります。すでに補正予算に計上いたしておるが、その三十五億に、平衡交付金といたしましてさらに五億圓を追加計上いたすという話は、私承知いたしておりません。その五億の追加計上の必要があるかどうか、これまたいろいろ／＼見解がわかれる点があると思ひますが、ただいま私たちが承知いたしておることは、すでに衆議院で議決を経ました補正予算の平衡交付金の三十五億というものを、今回の昭和二十五年年度補正予算に關します限りは、さらに五億圓追加計上いたすという話は、私承知いたしておりませう。もつとも私承知いたしておりませう。閣下その他どういふお話しが行われましたか、十二分に心得ておらない場合はございしますので、その点あるいは間違つたことを申し上げる結果に

二

相なりますと、この点は前もつておわび申し上げておきますけれども、ただいまのところは、承知いたしておりません。

○小林(信)委員 まことに申訳ありませんでした。しかしこの級別推定表の問題は、大蔵省においても検討されておるかどうか、おわかりだと思いますが、その点をお伺いします。

○東條政府委員 級別推定表の問題は、私たちは、こういうふうなこの問題の事例を整理いたしておるのでございます。国の教職員の方々につきまして、人事院の事務局長から、一定の目安、基準をつくりまして、こういう基準で級別の定数をきめてよろしい、という通牒が出ております。法令の趣旨に従いますと、地方の教職員につきましては、その例に準ずるということに相なつて参る次第であります。その中に必要な新たな財源が、地方財政に必要な財源となつて参るのではないかと、いわば大蔵省の直接の關係になります点ではないかと、かように存する次第でございます。人事院の事務局長の通牒では、国の場合におきましては既定予算の範囲内でやれというところが、実は一つの條件といたしまして、はつきりしたわけておるのでございます。地方の場合におきまして、はたしてその五億円近い金が、予算の實際の需要として正しい計数であるかどうかというところは、私どもは多少疑問を持つておる次第であります。と申しますのは、申し上げますまでもなく、非常に多数の自治体がありますので、あの計算の基礎は、岡山県とか、ごく少数の県の例をとりまして、それでもつて、実は

全体にその推定をいたしておりました、あの数字がはたして適切なものであるかどうかということにつきましては、多少疑問もあります。もちろん、それではどの程度の数字かという点につきましては、大蔵省自身たいたい資料を持ち合せておりませんので、その数字がどうかという疑問は存します。が、こういう数字がより適当ではないかという数字は、持つておらないわけでありまして、しかし岡山県の例から全体の府県に及ぼして推定をいたしました数字が、全体の財政需要の新規にふえる金額だ、こういうことになつておりますが、非常にこまかいところを申し上げるようでは恐縮でありますけれども、御承知の通り平衡交付金の配分の過去の実績におきまして、若干の地方団体におきましては、すでに減しました平衡交付金を返していただければならぬというようないわば当該地方団体の独自の財政収入でもつて、全体の財政需要が全部まかない得て、別に平衡交付金の必要はないということがあるわけだ、というふうな自治体があるわけでありまして、そういうところでは、常識的に考えられます。正常な財政需要を越えまして、さらに若干の余裕があるというふうな若干の地方団体もあるわけですが、そういう府県なり市におきまして、ただいまお尋ねの級別推定によつて、新たな財政需要がこれだけふえたのだといったときに、純然たる新規の財政需要として、それだけのものを加算して考えなければならぬかどうかという点は、再検討の余地があります。かつまた国の場合におきまして、級別推定に伴いまする

経費は、既定予算の範囲内で支弁するということが、人事院の一つの條件と申します。か、前提と申します。か、そういうふうなうたわれておる關係もございまして、地方団体におきましても、既定予算で差繰り支弁をお願いしたいというふうな考え方を、実はたいたいたところではないかというわけでありまして、

○小林(信)委員 今もつと伺いた中に、地方財政が非常にゆたかで、剰余金があつて、これが国庫の方に還元されなければならぬ府県があるはずだというふうな話なんです。が、私たちの見解とすれば、地方財政におきましては、どこも相当窮乏しておるというふうな考へておつたのです。大蔵省の見解では、これに反した見方がある。やうなんです。が、これは全国的にどれくらいあるのか、どんな府県がそういう府県に該当するのか、できましてからお伺いしたいのです。

○東條政府委員 申し上げようが、願く、たいへん恐縮でございますが、剰余金を国庫に納付するものではありません。一旦平衡交付金を地方に従来の配付税の配分基準をもつて一応かりに交付いたしておるわけでありまして、ところが、最近の租税収入なり実際の収入を調べてみると、一応地方財政委員会を考へておられるところの平衡交付金の配付基準をもつてすると、当初から交付しなくてもよかつたのだ、ということがわかりましたので、すでに交付いたしておりましたところの平衡交付金を一べん返していただく、そうしてそれを平衡交付金の配付基準に従いまして、別の府県にさらにわけける、こういう趣旨のことを申し上げました次第であります。

○小林(信)委員 そういう府県をお伺いしたいのです。

○東條政府委員 ここまで話があると、思ひません。したので、具体的な府県については、あとで私から申し上げることにいたします。取調べの期間の御猶予をいただきたいと思ひます。

○小林(信)委員 辻田さんにお伺いいたしますが、大蔵省の方の三十五億の内容に対しては、いろ／＼諸にお聞きしたと思ひますが、この点について、文部省では納得できるのかどうか。最初からそれと同じような考えでおられたかどうかお伺いしたいのです。

○辻田政府委員 文部省といたしましては、昭和二十五年の地方財源追加増額の問題につきまして、従来地方財政委員会並びに大蔵省と緊密に連絡をとつて、文部省として必要な額を要求しておつたのでございます。先般十一月二十五日、地方財政委員会の委員長から意見書が出ておりますが、その意見によりまして、二十五年におきましては、地方財政平衡交付金八十三億円の増加交付を必要とするというふうに出ております。この八十三億の増加交付の意見に對しましては、その内容等を検討いたしました。文部省として、できれば国家財政の許す限り、このように実現してもらいたいと考えておる次第でございます。このことにつきましては、大蔵省並びに地方財政委員会にも、それ／＼意見を申し上げておる次第であります。

○小林(信)委員 私のお聞きするの、そういうふうな工作をしておるかどうかという点でなくて、大蔵省の今の見解ははつきりしておられるので

すから、これで文部省が考へておられる地方の教職員に対する年末手当、あるいは給与引上げを、政府が声明された点で一般公務員並に支給されるような形がとられるかどうかということをお伺いするわけなんです。

○辻田政府委員 平衡交付金の性質からこれに積算の場合は、ただいま大蔵省の方から御説明がありましたように、各種の條件を考慮して積算されると思うのでありますが、これが三十五億の中に入つてしまつて、地方に配付された場合には、一つの條件をいいますか、ひもがついていなければ、一般の財源と同じように取扱われるおそれが多分にありますので、われ／＼としましては、何らかの條件というか、ひもをつけて行きたいと思ひます。しかし現在の法制ではそういうふうになつておりませんので、やむを得ないと思つております。但し、三十五億円で、われ／＼の要求も十分に達せられないという点を心配しておる次第であります。

○小林(信)委員 そうすると、今まで緊密な連絡をとられたというふうなお話もあつたのですが、決してこれは緊密な連絡ではないと思ひます。ともかく財政上から見れば、大蔵省の見解からすれば、出るべきだというし、文部省の意向からすれば、これでは不安だという。こゝろ政府の内部の相反する見解で、はたして妥協な平衡交付金であるかどうか、あるいは教職員に対する給与の面におきまして、妥協な政策であるかどうか、この点は重大な問題だと私は思ひます。この点大蔵省の御見解を再度承りたい、またさらに文部省としての御見解を承りたいと

思います。このまま放置しておくことは、決して国民としてできないことだと思ふ。

○東條政府委員 地方財政交付金の金額の問題が、補正予算の編成にあたりまして、地方財政との関係、その他非常におずかし問題でありましたことは、もう御承知の通りであります。従いまして、金額の決定を見るに至りますまでの経緯におきましては、いろいろの考え方もありますし、いろいろの意見もあります。従いまして、ある立場から見れば、これでもつては十分だという考え方があります。また別の見方からすれば、この程度で金額があれば、何とかまかなつて行けるのではないかと考へる方があります。この金額の決定を見、国会に予算案を提出して提出いたして御審議をいただきますまでの過程におきましては、いろいろの考へ方がある見解の相違もあり得ると思ひますが、一応予算といたしまして提出を見ました今日におきましては、この配分によりまして、地方の公務員の方々に、一般公務員同様年末手当なり、ないし来年一月からの給与の引上げが行われるように、適正なる配分が行われるであろうことを、期待しておるような次第であります。

○長野委員 岡野国務大臣がお見えになりましたので、その方の関係の質問を先に願ひたいと思ひます。

○小林(信)委員 今大蔵省の方からお伺いしますと、大蔵省の財政的な見地からすれば、三十五億で十分地方の教職員の年末手当の問題あるいは給与ベースの改訂の問題はできるといふ御

見解なんですが、今文部省の方にお伺いしますと、三十五億では必ずしも教職員の半箇月分というごく微微たる年末給与ですが、これも心配でならない、給与の引上げの問題も危ぶまれるというような御見解なんです。

政府の内部において、こういう二つの矛盾する見解をもつて三十五億が支出されておる。地方自治庁とのこの数字的な相談の間に、相当食い違ひがあるようなことを大蔵省は言われておるのではありません。大蔵省の主張が正しいと、先ほどお伺ひしたのですが、地方自治庁としては、この問題をどういふふうにお考へになつておるか。ことに国務大臣であられる立場からして、政府内部で、一つの問題に対して食い違つた見解がある、これに対してどういふふうにお考へになつておられるか。政府当局として、また地方自治庁としての御見解を承りたい。

○岡野国務大臣 もらう方から言いますれば、全額予算で認めてもらいたいがことが希望でございますから、文部省のおつしやることにも、やはり一面の真摯がございます。またこれを出します方からいたしますと、何とかこれでやつてもらわなければならぬだろうという、目安がつかなければならぬが、悪いということ、その感じの相違だろうと思ひますが、これを調整いたします私の立場といたしましては、中央財政の方面におきましては、三十五億しか、いろいろの関係上どうしても出ないのだ、こういうことになりま

に、足りないということになりますけれども、しかし中央、地方を通じましてこれを勘案いたしますならば、中央財政としてどうしても出ないという情勢になれば、これを受入れて、教職員はむろんのこと、一般地方公務員に対して、ただいま仰せのごとき給与ベースを引上げること、また年末手当を出すという方向に実現したいと、今いろいろ案を練つておる次第でございます。

○小林(信)委員 三者の御見解がそれぞれありまして、私たち早く意見の一致を見せたいと思ひます。今いふまでも、要は、結局大蔵省として、もうこの三十五億の中でこれ／＼は支給すべきであるという見解を持つておるのですから、三十五億の中で、教員の数と引上げるべき給与の数字とをかけたものを求め、これはその方にさくべきである、これをこの際政府から出すことが最後の道であると思ひます。この予算だけを固持するならばそういうことが地方自治庁として協力していただけるかどうか、岡野国務大臣の御意見を承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。平衡交付金の性質といたしましては、これにひもをつけるわけには参りません。しかしながらわれ／＼地方財政の現状、並びに地方公務員の給与といたしましては、この経済情勢のもとにおきましては非常に同情をし、またそうしなければならぬと考へておりますので、大蔵省で、いろいろ中央財政の都合上、三十五億しか出ないといふことになりましたら、これも一応ごもつともいたしまして、給与ベース並びに年末手当に對しましては、これがぜひ実現できるように、ほかの方面もいろいろ／＼考へて、今せつ／＼案を練つておる最中でございます。

○小林(信)委員 問題は、くれるべきであるし、その金はこれの中にある、この中の金でまかなえるという見解が、一番難関である大蔵省にあるのですから、ひもをつけるということが原則的にできないにしても、そういう措置は必ずとれるし、これを明白に政府としては声明できるはずなんです。今いふては、非難を蒙るお伺ひしたわけなんです、非常な言明をお伺ひしたわけなんです、結局は三十五億という平衡交付金の額の決定に私は問題があると思ふ。過般の地方行政委員会、あるいは予算委員会等においていろいろ／＼な紛議をかもしたというところは、やはり当然起きるべき筋合いのものであつて、私たちこゝでも問題にしなければならぬ点であります。その点、私たちはどうしても皆さんの責任によつて果していただきましたと思ふのであります。きのう国務大臣は本会議で、さらに五億を追加するようになつた決定したというふうにお伺ひしたのですが、私の聞き方は悪かつたかどうか知りませんが、私はこの五億は何にお使いになることが主目的であるか、それを先ほど大蔵省にお伺ひしたのですが、大蔵省の方では知らない、こういうふうなお話だったので、国務大臣の御説明を承りました。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。あれは俸給表の改正が出ましたものでございますから、そういったものと、これは國家公務員の方でございますが、地方公務員は國家公務員の例にならつてやれといふことになつておりますから、地方公務員としてもその例にならなければならぬ。そういったしますと、四億九千万円のことになるわけで、約五億に当ります。それを地方では、性質上やはり平衡交付金の形においていただかなければならぬという意味で、地方財政委員会が政府を通じて意見書を国会に出したことがなつております。それは政府を通じて国会へ出したのでございまして、閣議でその平衡交付金を出すという決定をしたというふうなことが、私は見ておりませんけれども、一部の新聞に出たというところが、昨晩問題になりましたけれども、これは閣議で平衡交付金を出すという決定したのではなくて、そういう意見書が財政委員会から出ましたから、それを国会にすぐ提出しようという決定をした、こういうことでございます。

○若林委員 岡野国務大臣のお時間があつたと思ひますので、国務大臣に対する質問を先にいたしたいと思ひます。前回の地方行政委員会との連合審査の場合、大臣からきかれて朗らかな、また教育に關してきかれて熱意のあるお心持のあふれる御答弁があつたのであります。すなわち、先ほど来小林委員と大蔵省との間の質疑応答の中に、三十五億の平衡交付金のことが問題になつております。過般連合審査の場合にお伺ひいたしましたのは、この三十五億の算定の基礎の中には、二十四年度の年末手当七億二千七百万円、これは法律の根拠がないために入つて

いないことは明白だ、こういうこと
で、それでは七億二千七百万円は、国
家が地方公共団体に負うところの責務
であると心得るのであります、この
措置についてはどうせられるかとい
うことについては、適当な措置を講ずる
ということ、政務次官からもその御
答弁があり、また大臣の御答弁にも明
快にこれがあつたわけでありまして、
私も、いかにしてこの七億二千七百
万円を地方に渡すかということにつ
いて、その御処置を承ることを鶴首に
待つておるのであります。昨日来きわ
めて良好なる結果を生むお運びがで
きていると伺つたのであります、その
経過なり、お骨折りをあずかりまし
た結果について、御報告をお願いし
たいと思つております。

○岡野国務大臣 答へ申し上げま
す。これは参議院の文部委員会でも問
題になりました、七億二千七百万円が
三十五億の平衡交付金の中に含まれ
ているかどうかということが問題になつ
たのでございまして、しかしこれはま
つたく別のものでありまして、三十五
億の中には入つていない、こう申し上
げたのであります。そういたします
と、国が借りておる形になつておる七
億二千七百万円を、なぜ国は扱わない
のか、こういう御質問でありました。
これはいかにしてもともな御質問で
ありまして、どうにかしなければなら
ぬということをお話でございまして、
をいつするかというお話でございま
すが、何さま相手のあることでござ
いますから、いろいろ工作はしつづあり
ましたけれども、はつきりと御説明を
申し上げるわけに参りませんでした。
幸いにして昨日大蔵大臣によく、そ

れまでも十分予備的の折衝はどん／＼
やつておつたのでございまして、す
も、結局大蔵省の腹がきまりません
でございまして、これまで延び／＼
になつておつたのであります、昨日
大蔵大臣に会いまして、七億二千七
百万円の措置を決定したわけであ
ります。と申しますことは、地方で約十八
億円の借付た金があるわけでありま
す。その借りた金を返すのを、七億二
千七百万円だけやめてもらつて、それ
から相殺するといふ形において、事
上地方に対して七億二千七百万円が支
給された形になる、こういう結論に到
達いたしましたことを御報告申し上げ
ます。

○若林委員 まことに明快な御処置、
しかも早速にこの場合御報告を得ま
したやうな結果を拜聴することができ
ましたことを、われ／＼文教関係委員
として喜ぶものでございまして、ぜひとも
その実現を期してやまぬ次第でありま
す。

もしそういうふうになつたときのこ
とを承つてみたいと思つたのでありま
す、これは地方自治庁と地方との関係
でありまして、この七億二千七百万円
は、文部省が昨年の予算において財政
の面において義務教育費国庫負担法に
よつて地方に対して背負つておられま
すところの、手続の上においては文部省
と地方との債務関係であると思つた
のであります。その配分が負担法に従つて
各府県へ行われておるのでありますか
ら、その措置は、ただいまのところの
関係では、地方自治庁と各府県との関
係であると思つて、これが、先ほど
申し上げました国庫負担法による債務
の弁償になるようなことには、どうい

う手続をおとりになりましたらうか。こ
れは地方自治庁と大蔵省と文部省と三
省合休でお話合ひがついておられます
か、文部省、地方自治庁、大蔵省の立
場としての御見解を承りたい。

○岡野国務大臣 答へ申し上げま
す。これは文部大臣も加えて、大蔵大
臣と私と最後に決定をしたわけであり
ます。七億二千七百万円と申しますこ
とは、過年度分の、あなたのおつしや
るやうな意味において出すことになり
ますけれども、中央に財源がございま
せんから、今まで地方に貸しておつた
金、すなわち中央が地方からとらなけ
ればならない金と相殺することになり
ます。しかし七億二千七百万円とい
うのは、ある特定の目的をもつて出さ
れておつたものでございまして、そ
れが埋合せがつくやうに、地方財政
委員会におきまして十分考慮しまし
て、七億二千七百万円が必要であると
いう御趣旨に沿つてに分配したいと
考へております。

○若林委員 文部省としては、それで
いいか、ひとつ文部省の御見解を承
りたい。

○水谷政府委員 ただいま岡野さんか
ら御説明がありました通りでありまし
て、この操作の問題は大蔵省の方と地
財の方とよく相談してやられること
でありますから、文部省はそれで安心
しております。

○辻田政府委員 ただいま政務次官か
らお話がありましたので、おわかりい
ただいたことと思つて、文部省に
おきましては、従来からこの問題につ
きまして資料を整えておられますので、
大蔵、地財両方において、配分される
場合にはその資料を重視していただき

たいということを、ここにお願ひして
おく次第であります。

○若林委員 今この件に關しまして
は、地方自治庁の岡野国務大臣から
も、地方財政教育予算を中心としてお
考へになり、地方財政に対する御関心
のほどを伺うことができて安心をした
のであります、文化国家建設とい
うことをやましく言われておるときで
ありますから、この方面に格段のお力
添えを希望する次第であります。なお
文部省の辻田局長から、資料を重視し
ていただきたいという希望があつたよ
うでありますので、どうぞ十分この点
御了承をお願いしたいと思つたのでござ
います。私は大蔵省の主計局の次長さん
に対しての質疑を留保いたしました、岡
野国務大臣に対する質疑はこれで打ち
切りたいと思つております。

○水谷政府委員 若林委員に、私の説
明を補足しますが、大蔵省の方から地
財の方に貸してある十八億円について
は、府県によつては借りてない府県も
あるのでありますから、ただいま申し
ましたやうに、大蔵省と地財の事務当
局で、操作についてはよく折衝してい
ただきまして解決することにしますか
ら、その点もつけ加えて御説明申し上
げておきます。

○松本(七)委員 この機会に岡野国務
大臣に、ただいまの問題に關連してお
伺ひしておきたいと思つております。
先ほどから、補正予算の問題で、年
末手当てとか、給与改訂とかいふので、
平衡交付金の問題をめぐつて、小林委
員と大蔵省の政府委員の間に質疑応答
がかわされたのですが、そのお話を聞
いておられますと、大蔵省側の見解で
は、これを端的に申しますと、平衡交

付金の制度そのものが、御承知のよう
にひもつきにできないということ、大
蔵省の方では地方財政委員会に集ま
つて来た計算といふものが、的確なも
のではないといふ見解を持つておられ
ようです。それならば大蔵省自体とし
て、積極的にこれが正しいのだとい
う計算があるかといへば、それもなし
大体の腰だめの計算で、三十五億ぐ
らゐれば何とかやつて行けるだらうと
いふ見解のやうなんです。はつきりし
た的確な計算ができてゐるならば、数
字的にこれ／＼のものは必ず出るとい
うことは言えるはずで、算定の基礎
になつてゐる以上は、これも平衡交付
金の計算に入れてあるから出せるはず
だ。お話を聞いてみると、結局相殺合
したものが、この中にみな含まれて
ゐるやうな感じがして、これは出して
みると、結局空手形のものが出して
来るのじやないかと思つて、しか
し大蔵省側の見解は、計算の上ではそ
うなるが、おそらく何とみればは出
るだらうという期待が持たれてゐるの
ではなからうかと思つて、ちやうど
米の生産高といふものを計算の上から
出してみると、全体の消費量ははずい
ぶん不足するはずだ。しかし結局はも
とと生産されているので、やみ米その他
で何とか国民は食えるといふことと同
じこと、計算上は明らかに足りない
のだ、地方財政委員会が計算したこ
ろでは、八十二億から要求しておるの
ですから、それが三十五億といふこと
になれば、明らかに足りないはずだ。
それが何とかできるだらうといふのは、
先ほど、大蔵省の政府委員のお話
にありましたが、果によつて
は、交付金を必要としないところが交

付金をもちょうりな計算が出ておるところがあるやに聞いているわけでありますから、結局これは地方でこの計算をする場合に、多少よけいもあえるような計算をしておるのではないかと、ういうふにずつと圧縮した計算を出しておるのではないかと、大臣は、現に交付金をめぐって、八十三億、三十五億だといふので、相当もめましたが、この経過を経て、今後何らかの計算の基準というふうなものについて改善される御計画が、あるかどうか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。御承知の通り、地方公共団体は、大きなところもございまして、ごく小さいところもございまして、その数が約一萬数百あるわけでございます。これをばつくりとつかみましますことは、二、三年後に実績によつてつかめるということになつておりますから、ただいま財政委員会として、いろいろな財政計画を立てまして、詳しい基準をつくりまして、その基準によつて推計を出して、そして結局その推計が平衡交付金八十三億なければやつて行けない、こういうふうなことになるお大次第であります。しかしながら、大抵の推計と申しまして、ただ実際にきちんと個々別々の実績によつて出したわけやございせんが、しかし過去の実績によりまして、この財政委員会が推計したものが、大抵において実績と一致して来ることになつておりますから、財政委員会が申し出ておりますところの八十三億というものは、これは大きなラ

ウンド・ナンバーといひましては、間違ひのないところと思ひます。でございますから、今松本委員の仰せのごとく、八十三億ののに対して三十五億しか出なかつた、それを何とかやつて行くといふのは、どうしたらいいのだからかといふ、こういう御質問であると思ひますが、私も思ひます。しては、こう考へております。なるほど八十三億全部出していたに越したことはございせんが、中央財政の立場から考へまして、どうしても予算が、そのうううに許されなかつた、これになりまして、三十五億で一席いただいておきまして、それからあとを、経費の節約のできるところを見つけて、またたいたるところで、法がやつと先般通過したばかりでございます。徴税に對して遺憾の点のあるところも多々ございまして、徴税に馬力をかけまして、十分歳入を確保し、そしてまたそれでうまく行きませんならば、不急の事業を一時繰延べるとか何とかなうようなことにして、この三十五億の平衡交付金によつてやつて行きたい、それでその方法と申しますか、情勢をよく検討いたしまして、できるだけ先ほど申しましたような、給与の点なんか遺憾なからしめることに努力しておる次第であります。

○岡野国務大臣 平衡交付金並びに財政委員会で行つた規則によつて出しておるわけでございます。詳しいことは政府委員からひとつ御説明申し上げます。

○渡部委員 それでは二十五年度の当初予算のうちで、すなわちその平衡交付金千五百億のうちで、今日まで文教費がどの程度のパーセンテージになつてゐるか、その点はばつくりしておきませんか。

○岡野国務大臣 こまかい数字のことは、政府委員から御答弁申し上げま

に入つてないといふと、大体それを差引きまして、文部省が要求しておる文教費には、具体的に年末の手当及びベース・アップのための経費に、十九億ほどあるわけですが、それと三十五億のうち十六億だけしかあつていない。この十六億だけで教職員を除く他の地方公務員のベース・アップ及び年末手当がまかなわれるといふことになるのかどうか、岡野国務相にお伺ひいたします。

○岡野国務大臣 先ほど申し上げましたように、八十三億なければやつて行けないところを、三十五億でがまんして行くのでございますが、しかしベース・アップ並びに年末手当をせひ出してやりたい、こういう考えからいろいろの方面で節約をいたしました。それから徴税で少しよけいにとりました。またやらなければならぬ仕事のうちでも、あまり急を要しないというやうなものは一時的繰延べまして、その予算額を引抜いて来るということでもなつて行きたい、こう考へております。

○岡野国務大臣 今までは各単位費目がございまして、単位費用によつて計算された府県市町村の額は千五百億の平衡交付金によつて保障されておる額であります。ですが、これは平衡交付金だけではございせん、地方税の不足を補うものでございまして、そのうううに御了解願ひます。

○渡部委員 そうしますと大体のパーセンテージとして……

○内藤説明員 約四〇%です。

○渡部委員 四〇%ですか。そうしますと、今度の三十五億のうち、七億二千七百万円というものは、三十五億の中

みとられないといふことは、ないはずだと思ひますが、これがくみとられないといふことは、文教費が軽減されて、他の面、たとえば軍需産業を増強するといふやうな面に非常な偏重されているといふやうなところから、こういう結果が出て来るのだと思ひます。こういうことによつて日本の文教といふものが、現実的に破壊されているのだといふやうな点を、非常に困つたものだといふふうにはお考へになりませんか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。ごく率直に申し上げますれば、私はただいまの制度に幾分欠陥があるのじやないかと存じます。それは文部大臣とも意見が一致しております。将来平衡交付金法なり、あるいは財政委員会の取扱ひます方法とか、もしくは財政委員会の立場といふものに、根本的に何と考へなければならぬ、こういうやうな結論に私は到達しております。

○渡部委員 そういふ点からいつて、これはかつての文部委員会でも、問題になつたことがありますが、けれども、今年の予算の何パーセントは必ず文教費にするといふやうなことは、つきりきめて、平衡交付金の場合にも、その他の場合にも、こういうパーセンテージだけは確保するといふことを、制度的に確保する方法をとつておくことが必要じやないか。こういうふうな文教関係といふものが、いつの場合にも瑣末的に取扱われる行政のもので、それがぜひとも日本の文教を確立して行く上から必要じやないか、こういう意見があるわけなんです、その点について

みとられないといふことは、ないはずだと思ひますが、これがくみとられないといふことは、文教費が軽減されて、他の面、たとえば軍需産業を増強するといふやうな面に非常な偏重されているといふやうなところから、こういう結果が出て来るのだと思ひます。こういうことによつて日本の文教といふものが、現実的に破壊されているのだといふやうな点を、非常に困つたものだといふふうにはお考へになりませんか。

のあなたのお考えはどうですか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。文部委員会の御意向といたしまし
ては、しごくごもつともなことでござ
います。同時に、私はお説の通りに、
日本を平和国家、文化国家にして行く
ためには、教育というものが非常に大
切であるということにつきましては、
文部大臣とも意見が完全に一致してお
ります。ただわれ／＼全般的に見てお
ります者から申しますと、やはり文教
もむろん最大重視をしなければならま
せんけれども、また一面、国家の治安
を維持するためには、警察の方もある
程度尊重しなければいかぬということ
もございますから、全般的にはほんと
うに平和国家、文化国家を建設して行
く、維持して行くためには、どうい
ふうにして行つたらいいかということ
に対して、いろいろ／＼想を練つてい
るわけでございます。その想を練つてい
る中におきまして、お説の通り文教費と
いうものは十分尊重しなければならぬ
ということ、私は考えております。
同時に、何とか制度並びに法律の
組織を変更するよなことで考えな
ければならぬのじやないか、こうい
うよな私の考えでございます。

○松本(七)委員 ただいま渡部さんに
対する御答弁として、根本的な制度に
再検討を要するとお言葉があつた
のですが、その点で一点だけ伺つてお
きたいと思ひます。平衡交付金制度で
もつて、今ひもつきというものができ
ないことになつておりますので、今、
渡部さんの言われた、たとえば文教費
を何パーセント確保するとかいうよう
なことになると、これは結局ひもつき
の制度にするということにならうと思

います。ところがこの平衡交付金の制
度そのものからいへば、なるべく地方
の自治を尊重しながら、地方財政を確
立するという方向に今後向つて行くこ
とが、目標にされておるのだらうと思
います。そういう点から言つて、ひも
つきというものが、地方の自
治と矛盾する面が出て来るのじやない
かと思ひます。そういう点を今後改め
られて行くこととされておるのかどう
か。たとえば、現在の制度の趣旨を徹
底して行くならば、地方の財源が足ら
ない限りは、そしてひもがつかない限
りには、地方によつては、文教を非常
に重んずる地方もあるし、また軽んず
る地方も出て来るということにならう
と思ひます。そういう点を、中央でひも
をつけることによつて改めようと思
ふのか、そういう点についての根本的
な研究を必要と認められるのかどうか
をお伺ひいたしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。私はひもつきで平衡交付金を縛つ
て行くというところは、少し考えざるを
得ないと思ひます。ただお説の通り
に、地方の自治を十分に尊重してや
る、同時に片面において、文教とい
うものは非常に尊重すべきものであるか
ら、その文教費というものが自治権を
侵害しない、しかも十分にやつて行
ける道を考えなければならぬのでござ
います。これをよく端的に申し上げま
すれば、文教を尊重して行くために
は、ひとつ地方に特別の財源を与える
とか何とかいうよなことも、一例で
ございしますが、考えなければならぬ
と思ひますので、ただいま、ただちに平
衡交付金に義務教育費だけをひもつき
にして、それで事足りるじやないと思

う考えを私は持つております。

○岡(延)委員 これは質問ではありま
せん、議事進行に關してであります
が、先ほど共産党の渡部委員が軍事予
算等に押されて年々教育費が圧縮さ
れ、そして文教は破壊されんと思つ
つあると言つたのは、はなはだ現実と
違ふ。何となれば、共産党といへども、
国民に対してはこれは厳然たる数字を
尊重しなければならぬ。すなわち文教
予算は二十四年度において、国家予算
の五％である、それから二十五年度予
算においては七％に當つておる。とこ
ろが二十六年度は——今までは教育費
とはつきりしておつたものが、平衡交
付金にまわつたりして、累年比較が
よつとむずかしいのでありますけれど
も、それを適當に算定いたしました
と、約一〇％に近づかんと思つてお
る。こういうふうに、渡部君の発言と
は全然逆に文教を尊重しつておる。わ
が吉田内閣及び自由党及びこれに對し
ては渡部君の共産党を除く他の党派
も、文部に關する限り、まったく意見
が一致して、その努力の結果、こうい
うふうになりつておる。それを、文教
破壊せりなどとはとんでもない話であ
る。だん／＼と、一歩々々——これは
齒がゆいあれではあるけれども、一歩
一歩向上しつておるということは嚴然
たる事実である。ですから、文教を破
壊するといふことは、それは共産党が
学園を破壊しつておることは嚴然たる
事実であるけれども、予算の面に關する
限り、まず／＼文教を尊重しつてお
るという事実は認めざるを得ない。で
すから、委員長、ああいうまつたくで
たらめな発言に対しては、今後は適當

に注意してもらいたい。

○渡部委員 一身上の弁明がありま
す。この文教予算の事が下つておると
いうだけではなくて、現に問題は教職
員の年末手当やベース・アップさへ、
ほとんど困難な状態にあるということ
が、現に目の前にあるじやないです
か。この現実です。他方では二百億の警
察費をどん／＼出しておる。警察予備
隊というよなものは、軍事的な性格
を帯びておる。こういう軍事的な性格
を帯びておるものにどん／＼と経費を
使つておつて、そして教育のこうい
う重大な問題には、パーセンテージが
多少上つておつたにしても、現に執
行状態に置かれておる。こういう事
態こそは、吉田内閣の、もしあなたが
言われるならば、その政策から来てい
るのであつて、私の言うことは、パー
センテージが多少増加したということ
じやなくて、現にこういう状態に置か
れておるときに、一方警察費には二百
億を悠然と出しておるというよなや
り方こそが、日本の教育を破壊し、日
本の軍國主義化を進めておるのだ、こ
ういふことを私は言つていたわけ
です。従つてこの点については、私に誤
解があるのではなく、私は科学者とし
てはつきり事実を言つておる。科学者
は、真実と真理以外には絶対に言わな
いわけですから、だから、岡君もこの点
心を配って、科学者としての真実、真理
のみを保證してゐるのだということ
をひと理解してもらいたい。

○長野委員長 ただいまの渡部君の御
発言は、速記録を調査の上、委員長に
おいて適當に処理したいと存じま
す。

○渡部委員 調査して処理するという

意味は、どういう意味なんですか。こ
こに問題がある。私の言つたことは、
私が現実に即して言つておるものであ
つて、しかも私は議員の責任を持つて
一々発言してゐるのであつて、今の私
の言つてゐることは、決して間違ひが
ないと思ふ。事実を反してない。

(私語する者あり)

○長野委員長 私語を禁じます。
○渡部委員 そこで、私の言つてい
ることはそういう意味で、しかも私が責
任を持つてはつきり言うわけなん
です。これに対して、これが政府なり、
あなたなりの御意見に違つたところ
で、やむを得ないことです。また違
ひは、政見や立場が違ふのだから當然
なので、それを一々速記録によつて処
理されたのでは、私どもの主張してい
ることが世間に伝わらない。

○長野委員長 ただいまの渡部委員の
御弁明といたしますが、せつかくのお言
葉があらましますから、お答えいたしま
す。ただいまの御発言の中には、軍事予算
というよな言葉が私の耳に響きまし
た。わが國に軍事予算はないはずであ
ります。あなたのお説はよくわかりま
すが、しかし委員長としては、一応調
査の必要がございしますので、調査いた
しまして、そしてこれを処理する必
要があるならば処理する。私の聞き違
ひその他そういう意味でない、心配す
る必要がないとするならば処理いたし
ません。しかし調査の上処理すること
は、私の當然なすべきことだと思ひま
す。

○松本(七)委員 ちよつと委員長にお
願ひしておきたいのです。ただいま、
岡さんの発言から、問題が起きておる
のですが、文部委員会は特に今まで非

しかし二十名減らすということになり
ますと、設置基準自身にもとること
になりますので、文部省としては、將
来の海軍界のことを考え、商船教育の
充実のことも考えますと、二百七十三
名を希望したいと考えております。

○若林委員 大蔵当局にお願いなん
ですが、今度高等学校になつたわけであ
りますから、ひとつここで御配慮願つ
て、ぜひ二十人を増員していただきたい
と思うのですが、それができないの
かどうか、伺いたいと思います。

○東條政府委員 あまりその場限りの
いい加減なことを申し上げても、どう
かと思ひますから、さつくばらんに申
し上げますが、二十六年年度の予算案に
つきまして、司令部での審査と申しま
すか、いろ／＼再検討をお願いしてお
りまする現状は、大きな問題につきま
しては、まだいろ／＼さまらない点も
ありまして、御承知の通り国会におき
まする御要求がありまして、大蔵大
臣からも、まだあまりはつきりした計
数等につきましては、申し上げるのを
差控へざるを得ないような実情にあり
ますが、まあ各省所管におきまする
こまかいという失礼であります、そ
いわけの通称案件等でありますが、そ
れらのところにつきましては、ほとん
ど意見の一致を見ている次第でありま
す。ただいまお話のような事例が、実
はほかの各省でもぼつ／＼あるのであ
ります。当初政府の閣議決定を見まし
て以後、いろ／＼情勢の変化もありま
すし、こういう経費が新たにふえた
か、ないしはこういうのつぎきならぬ
事情が起つたとかいふようなお話があ
りまして、最近一つ、二つの事例を先
方へ持つて行きまして、いろ／＼話を

いたしたような事例もあるのでありま
すが、いずれもその案件につきまして
は、ある省として金額が定まつており
ます。定まつておりますと、その金額
のわく中でやれるかというのを聞く
のが、実は常例でございます。それ
で、ぜひある計画をやるということに
なりますと、そのわくの中でやれるの
か、実はこういう反問を受けまして、
多くの場合結果的にはうまく参らな
い。とかくいろ／＼の御批判はいただ
きますけれども、いろ／＼の事項を
関係各省と日夜相談をいたしまして上
の予算案でありまして、編成の案決定
後、今日までそう時日もたつておりま
せんので、この経費は何とかなないに
まされるだろうというものは実はないわ
けでありますのでこの金がないのな
ら、どこからか削つて持つて参れと言
われれば、実際問題としてなか／＼そ
れができかねるというやうな実情にあ
りまして、多く新しい話は行き悩みに
なつておるといふのが実情でございま
す。それで、この件につきても、お話
をしるという国会の御要望でございま
すれば、それはもちろん私もはそう
いうことをいたしますけれども、見通
しをいたしましては、ほかの事例のご
とく、本件についても同様ではなかる
うかというやうな気がいたします。す
で、この際をいたしまして、責任のあ
る、ないし将来を見通しましたお話は
できかねますけれども、ほかの事例
におきましては、ほとんどすべてそう
であるというのを申し上げておきた
いと存じます。

○若林委員 ぜひひとつ、せつかくこ
しらえた以上、日本の将来の海運界に
伸びて行くという進展のために、大蔵

当局に格別の御努力をお願いしたい。でき
れば補正予算に、明二十六年年度予算の
ときなんかに御考慮を願えればけつ
こうかと思うのであります。

なおこの件に關しまして、要項事項
とでも申し上げますが、商船高等学校の設
置について、関係御当局が出ておら
れますから、お願いいたしておきた
いと思うのであります。商船高等学
校における船員教育を充実進展させる
ために、運輸省におきましては、船員
教育について、もう自分のところから
離れたのだからという感じを持たず
に、援助と卒業生の就職あつせんなど
について、積極的に御協力を願うとい
うこと、それから大蔵省においては、
商船高等学校の教育内容及び設備の充
実、教職員の増員について、十分に御
協力を願うことと、文部省において
は、よそから来たからというのでなし
に、他の国立学校とまったく同様に、
その教育の振興をはかられますよう
に、ひとつ強く要望を表明いたしてお
きたいと思ひのであります。

○岡(延)委員 代理 それでは暫時休
憩いたします。

午後三時五十六分休憩

午後五時十一分開議

○長野委員 休憩前に引続き会議を
開きます。

国立学校設置法等の一部を改正する
法律案を議題とし、討論に付します。
○岡(延)委員 これは全会一致のよう
でございまして、討論を省略せられん
ことを望みます。

○長野委員 御異議なしと認めま
す。よつて討論は省略いたします。
採決いたします。賛成の諸君の起立
を求めます。

〔総員起立〕
○長野委員 起立総員。よつて原案
の通り可決せられました。

なお報告書の提出については委員長
に御一任願いたいと存じますが御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長野委員 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

本日はこれにて散会いたします。明
日は午前十時から開会いたします。
午後五時十三分散会

〔参照〕
国立学校設置法等の一部を改正する
法律案(内藤友明君外三十六名提出)
に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

○長野委員 岡君の動議に御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十五年十二月二十一日印刷

昭和二十五年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所